

恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例

恵庭市には、恵庭岳を源流とした豊富で良質な水資源があります。そして、その裾野には、緩やかで緑豊かな大地が広がっています。

この大地から育まれる農産物をはじめとする生産加工品は、大切な地域資源であります。

私たちは、今、ここにその価値を活かしながら、更なる地域の元気づくりに向けて、恵庭の水から生産されるビール等と農商工連携により生み出される恵庭産品を賞味し、恵庭産のビール等による乾杯を通じた人のつながりと地域文化の醸成や豊かな魅力を発信する地域力が求められていることから、この条例を制定致します。

(目的)

第1条 この条例は、恵庭産のビール等による乾杯を通して私たち市民が元気で暮らすことを願い、食文化に親しむ機会を増やすとともに、郷土愛の醸成に寄与し、人のつながりを深め、もって地域の活性化を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市に居住する人及び本市を応援する人をいいます。
- (2) 恵庭産 本市の大地の恵みを活用し、又は本市で生産されたものをいいます。
- (3) ビール等 ビールその他の酒類及び清涼飲料水をいいます。
- (4) 事業者 本市において、ビール等を製造、販売又は提供を業とするものをいいます。

(市の役割)

第3条 市は、事業者と協力し、恵庭産のビール等による乾杯を推進する取組に必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、恵庭産のビール等による乾杯の推進に取り組むとともに、市や他の事

業者と相互に協力し、市内外への恵庭産のビールに努めるものとします。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う恵庭産のビール等による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(個人の嗜好と意思の尊重)

第6条 市、事業者及び市民は、この条例の推進に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重し、配慮するものとします。

(飲酒運転の根絶)

第7条 市、事業者及び市民は、飲酒運転の根絶のため、あらゆる手段を講じてその達成のためにそれぞれの責務を果たすものとします。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行します。